

# 平成28年度 品川区一般不妊治療医療費助成のご案内

平成28年度より助成制度の対象者の要件および助成範囲が変更となります。28年度末に妻の年齢が44歳以上(昭和48年4月1日以前生まれ)の夫婦は助成対象外となります。28年度中に妻の年齢が43歳を迎える夫婦については、妻が43歳になる誕生日の前日までの医療費が助成対象となります。(裏面も参照ください。)

## ■ 対象者

助成制度の対象者は下記の3項目の**全て**に該当される方

- (1) 平成28年度末における妻の年齢が43歳以下の婚姻の届出をしている夫婦。
- (2) 夫婦のいずれか一方が次の①と②の要件を**両方とも**満たすこと。
  - ① 平成28年4月1日以前に品川区に住民登録がある。
  - ② 申請日の1年前から申請日まで継続して品川区に住民登録がある。
- (3) 国保、社保などの公的健康保険に加入している。

## ■ 対象となる医療費

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに受けた 医師が必要と認めた不妊の検査・人工授精等の一般不妊治療にかかる医療費

- ※ 平成28年度中に妻の年齢が43歳(昭和48年4月2日～49年4月1日生まれ)を迎える夫婦については、妻が43歳になる誕生日の前日までの医療費が対象になります。
- ※ ご夫婦いずれの医療費も助成の対象となります。
- ※ 健康保険適用分、自費診療分、いずれの医療費も助成対象となります。
- ※ 入院時食事療養費・差額ベッド代・文書料等は助成対象とはなりません。
- ※ 体外受精、顕微授精などの特定不妊治療にかかる医療費は助成対象になりません。  
「東京都特定不妊治療費助成制度」をご利用ください。

## ■ 助成率・助成限度額

医療費の自己負担額の2分の1 一年度10万円まで

- ※ 助成を受けるにあたって、医療機関の指定・所得はありません。
- ※ 助成年限は、通算5年度までです。
- ※ 助成金額は、ご夫婦合算の医療費自己負担額の2分の1(10万円を限度)です。

## ■ 申請期限

平成29年3月末まで

- ※ 平成28年4月から平成29年3月までの医療費をまとめて申請してください。
- ※ 医療機関の証明が間に合わないなど、やむを得ない事情により期限内に申請できない場合は、平成29年6月末(6月30日消印有効)まで特例として受け付けます。

## ■ 申請方法

下記の必要書類を健康課の窓口へ提出

- ※ 申請には必要書類(1)と(2)の両方の書類の提出が必ず必要です。いずれか一方だけの申請は受付できません。
- ※ 郵送でも受け付けています。切手など、郵送にかかる費用は申請者の負担になります。

## ■ 必要書類

下記書類

- (1) 一般不妊治療医療費助成申請書(申請者が記載してください。記入見本をご覧ください。)
- (2) 一般不妊治療・検査受診等証明書(医療機関へ記載を依頼してください。)  
※ 医療機関によっては証明書の記載に1～2ヶ月かかる場合がありますので、ご注意ください。
- (3) 別世帯などの場合で、住民基本台帳により夫婦の確認が出来ない場合は戸籍謄本の提出が必要です。

## ■ 支給方法

申請書に記載されている口座に振り込みます

- ※ 振り込みまで1～2ヵ月程度かかります。

【申請書の送付先・問い合わせ先】 品川区 健康推進部 健康課 保健衛生係  
〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36 TEL 5742-6745

## 【品川区一般不妊治療医療費助成の対象となる『治療及び検査の一覧例示』】

### ○主な検査一覧

- ・ 超音波検査
- ・ 頸管粘液検査
- ・ 子宮内膜組織検査
- ・ 子宮鏡検査
- ・ 染色体検査
- ・ 精巣検査
- ・ ホルモン検査
- ・ 卵管通気検査
- ・ 月経血培養検査
- ・ 卵管鏡検査
- ・ 一般精液検査
- ・ 精管精囊造影検査
- ・ 子宮卵管造影検査
- ・ フーナーテスト
- ・ 腹腔鏡検査
- ・ 抗精子抗体検査
- ・ ハムスターテスト
- ・ その他

### ○一般不妊治療の主なもの

- ・ 性交タイミング指導
- ・ 薬物療法
- ・ 手術療法
- ・ 人工授精

### 助成対象とならないもの

- ・ 体外受精、顕微授精などの特定不妊治療にかかる医療費
- ・ 医師の処方によらない薬剤にかかった費用

Q: 「一年度あたり10万円までの助成」とは？

A: 平成28年4月～平成29年3月までの医療費の自己負担額により次のようになります。

(例) 自己負担額が5万円の場合は、2万5千円の助成

自己負担額が20万円の場合は、10万円の助成

自己負担額が25万円の場合は、上限額10万円の助成

## 【対象者の要件および助成範囲の変更について】

国の特定不妊治療医療費助成事業において、医学的知見を踏まえたより適切な支援を行う観点から、平成28年度より助成対象者の年齢要件が設けられることを受け、区の一般不妊治療医療費助成事業においても国の制度変更の主旨を踏まえ、平成28年度の申請分から、対象者の要件および助成範囲を表面のとおり変更いたしました。

年齢の考え方については、以下をご参照ください。

Q: 28年度中に妻の年齢が43歳を迎える夫婦はいつまでの医療費が助成対象になりますか？

A: 43歳を迎える妻の誕生日により次のようになります。

生年月日	43歳になる誕生日	誕生日前日	助成対象期間 (平成28年4月1日～)
昭和48年4月2日	平成28年4月2日	平成28年4月1日	平成28年4月1日のみ
昭和48年5月1日	平成28年5月1日	平成28年4月30日	平成28年4月30日まで
昭和49年1月25日	平成29年1月25日	平成29年1月24日	平成29年1月24日まで
昭和49年4月1日	平成29年4月1日	平成29年3月31日	平成29年3月31日まで

※昭和48年4月1日以前生まれの場合は、助成対象外となります。